

第2編 災害予防計画

第1章 住民避難

第1節 避難収容体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、避難路、指定避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

《担当部・機関》

総務部・住民福祉部・建設環境部・教育委員会

第1 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

なお、避難収容施設としては、災害対策基本法改正（平成25年6月）を踏まえて、以下のように区分する。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所(洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定)
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

第2 指定緊急避難場所、避難路の選定と整備

町は、災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難場所・避難路を選定し、日頃から広報紙やホームページ、ハザードマップ等による住民への周知徹底に努める。

1 指定緊急避難場所の選定

(1) 指定基準

町は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。

イ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。

ウ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

エ 指定緊急避難場所となる都市計画公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大

規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(2) 指定にあたっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

(3) 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取り消し

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

2 避難路の選定

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時より住民への周知徹底に努める。

また、ハザードマップ等により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

- (1) 原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- (2) 可能な限りガケ、河川等により水害・土砂災害の危険のない道路とする。
- (3) 道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (4) 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3 指定緊急避難場所及び避難施設の整備

町は県と連携し、指定緊急避難場所及び避難施設について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- (4) 近隣居住者を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- (5) 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進
- (6) 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

4 避難路及び避難誘導施設の整備

町は、避難路及び避難誘導設備について、次のとおり整備に努める。

- (1) 避難路のバリアフリー化、落下物・倒壊物対策の推進
- (2) 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識、防災情報案内板等の整備
- (3) 幅員や明るさ等、避難路における通行の安全性の確保

5 指定緊急避難場所の公表

町は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

6 情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、町は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- (1) テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- (2) ラジオ放送（コミュニティFM含む）
- (3) 防災行政無線（同報系）
- (4) 緊急速報メール
- (5) ツイッター等のSNS
- (6) 広報車、消防団による広報
- (7) 電話、FAX、登録制メール
- (8) 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

7 住民への周知及び啓発

- (1) 災害に関するリスク等の開示

町は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路等を周知する。

- (2) ハザードマップの内容の理解促進

町は、作成したハザードマップを通じて、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

- (3) 迅速かつ適切な避難行動等の促進

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。町は県と連携して、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを励行し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

資料編：8-1 「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表

資料編：8-3 指定緊急避難場所・指定避難所位置図

第3 指定避難所の指定と整備

1 指定避難所の指定

- (1) 指定基準

指定避難所は、小学校区を基本に、河川、道路、鉄道等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小・中学校をはじめとする公共施設を選定したうえで、耐震化・不燃化の促進、備蓄のためのスペースや通信設備等の整備に努める。また、要配慮者や女性等への配慮を行い、避難生

活に必要な物資等の備蓄を進める。

なお、町長は、次の事項に留意して避難所を選定し、平常時から住民への周知徹底に努める。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。

イ 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。なお、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しない。町は県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備など良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

(2) 指定に当たっての注意事項

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得る。

(3) 県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。

その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

(5) 住民への周知

町長は、広報紙、町ホームページ、大淀あらかしテレビ、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

資料編：8-1 「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表

2 指定避難所の整備

町は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) 指定避難所に指定されている施設等の整備

ア トイレのバリアフリー化等

町は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。

イ 耐震性の強化

町は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

(2) 救護用資機材の整備

町は、災害発生時に災害応急対策を円滑に進めるために、負傷者の応急的措置を行う救護用資機材の整備に努める。

(3) 設備の充実による避難施設としての機能強化

ア 非常用電源、自家発電機

- イ 衛星携帯電話等複数の通信手段
 - ウ 換気や空調、照明設備
 - エ シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
 - オ 食料、飲料水、生活用品
 - カ マスクや手指消毒液
 - キ 冷暖房器具
 - ク マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
 - ケ 簡易トイレ
 - コ パーティション
 - サ 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等
- (4) 要配慮者や女性等を考慮した整備
- ア 紙おむつ等の介護用品
 - イ 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
 - ウ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
 - エ 女性用衛生用品
 - オ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(5) 生活水の確保
避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小中学校においては、既存プールの耐震強化に努める。

(6) 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第4 指定避難所の運営管理体制の整備

町避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所の運営管理体制について、以下の体制等を整備する。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 区・自主防災組織、施設管理者との協力体制

第5 指定避難所以外の避難収容施設の確保

大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、町所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者・所有者との災害時における協力協定の締結等により、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

(1) 県有施設の利用

町は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

(2) 民間施設の利用

町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

(3) 隣接市町村等における受入体制の検討

町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時に

おける避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行う。

(4) その他の施設の利用

町は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

(5) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

- 町は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう、指定避難所以外の避難実態を把握し、指定避難所以外の避難者についても支援する。

第6 福祉避難所の確保

高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者を避難させるため、事業者等の協力を得て、社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努める。

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

第7 避難所運営マニュアルの活用

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、避難所運営マニュアルを活用する。

【マニュアルの主な記載内容】

- 1 避難所運営の基本方針
- 2 マニュアルの目的・構成及び使い方
- 3 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき業務の全体像
- 4 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき個々の業務
- 5 要配慮者への対応
- 6 女性等への配慮
- 7 避難所のペット対策
- 8 様式

第8 避難所としての学校施設利用計画の策定

町は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は町避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

第9 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

町は避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また県と連携して、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

第10 避難所開設・運営訓練の実施

町は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、町避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

第 11 避難所生活の長期化に対応した環境整備

高齢者や障がい者、女性、子供など、多様な視点に配慮しながら、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進め、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

また、町は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

- (1) 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。
- (2) 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
- (3) 避難者が避難所で亡くなることのないように、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 高齢者や障がい者、女性、子供などに配慮するため、医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置 など
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。
- (10) 聴覚障がい・視覚障がい・発達障がい害など配慮を必要とする方への支援対応（コミュニケーションボードや災害時用ベストの活用等）に努める。

第 12 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることできるよう、支援体制の整備に努める。

第 13 主要施設における避難計画

1 防災上重要な施設

学校、病院、福祉施設など防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成 29 年 6 月法改正）、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

- (1) 学校
 - ア 避難場所及び避難経路
 - イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
 - ウ 避難場所の選定、収容施設の確保
 - エ 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法
- (2) 病院

- ア 他の医療機関または安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法
 - イ 治療・保健・衛生・給食等の実施方法
- (3) 社会福祉施設等
- ア 避難場所及び避難経路
 - イ 避難誘導及びその指示伝達の方法
 - ウ 収容施設の確保
 - エ 保健・衛生・給食等の実施方法

2 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるとともに、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第2節 帰宅困難者支援体制の整備

災害発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生が予想されることから、町は、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号等の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

《担当部・機関》

総務部

1 帰宅困難者の定義

災害発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して町内に滞在している者及び町内から外出して町外に滞在している者のうち、交通機関の途絶等により、自宅への帰宅が困難になる者

2 普及啓発

災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図るとともに、災害発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があること、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備、家族との安否確認の方法（災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板Web171、メール等の利用）や災害時帰宅支援ステーションについての意識啓発を図る。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、町は、県及び交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

3 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等における災害時の施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食料、毛布などの備蓄の推進、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画の策定を啓発する。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

4 情報提供の体制づくり

避難場所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやモバイルメール、SNS等の活用、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、情報提供体制を整備する。

5 徒歩帰宅の支援対策

幹線道路沿いに公共施設等を活用した帰宅支援施設を配置し、水、食料、トイレ、情報等の提供が行えるよう務める。

その際、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間事業者の協力を求める。

第3節 要配慮者の安全確保

災害時における要配慮者の安全を確保するため、福祉のまちづくりを推進するとともに、在宅の要配慮者対策、社会福祉施設等における対策及び外国人等への対策を推進する。

また、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等を参考に、大淀町災害時避難行動要支援者避難支援計画（避難行動要支援者登録制度）を策定し、適切な予防対策を講じる。

《担当部・機関》

住民福祉部・関係機関

要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、外国人等があげられる。

また、避難行動要支援者とは、災害対策基本法（第49条の10）により、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である。

併せて、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

第1 福祉のまちづくりの推進

要配慮者に配慮したまちづくりを推進するため、地域社会・環境の整備を図る。

- (1) 町域内の社会福祉施設、民間福祉団体、大淀町社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。
- (2) 公共施設の整備・改善を推進し、要配慮者の積極的な社会参加の促進及び地域住民相互間のコミュニティ強化を推進する。
- (3) 民間施設についても、住民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

第2 避難行動要支援者避難支援計画

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、区・自主防災組織、民生委員・児童委員、大淀町社会福祉協議会等と協働し、避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。

なお、名簿の作成・更新は住民福祉部が行い、外部への提供も住民福祉部が行う。

名簿の作成や活用に当たっては、以下の点に留意し行う。

ア 避難支援等関係者となる者

町関係部署、消防署、警察署、大淀町社会福祉協議会、消防団、区・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (イ) 介護保険で要介護認定3から5を受けている人
- (ウ) 身体障がい者手帳の1級または2級の手帳を所持している人
(内部障害のみで該当するものを除く)
- (エ) 療育手帳のA1またはA2の判定を受けている人
- (オ) 精神障がい者保健福祉手帳の1級の手帳を所持している人

- (カ) 町の生活支援を受けている難病患者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - 名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、町が保有するデータを基本に登録し、その内容について本人の同意を求める。
 - (ア) 氏名、性別、生年月日
 - (イ) 住所（または居所）
 - (ウ) 電話番号その他の連絡先
 - (エ) 避難支援等を必要とする理由
 - (オ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める次項
- エ 名簿の更新に関する事項
 - (ア) 1年に1回更新
 - (イ) 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する
 - (ウ) 名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
 - (ア) 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」等を交わす措置を講ずる
 - (イ) 名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮
 - 本計画の「第3編 第1章 第5節 応急避難」及び「第4編 第2章 第4節 応急避難」に基づき、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。
- キ 避難支援等関係者の安全確保
 - 避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

2 避難行動要支援者名簿による情報共有

避難行動要支援者名簿の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律や大淀町個人情報保護条例等に留意し、関係機関との情報共有を図る。

また、避難行動要支援者には保健師又は相談員等を派遣し、日常的な安否確認に努め、避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

3 避難誘導體制の整備

区・自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導する体制整備を図る。

なお、重度の介護の必要な者の避難受け入れ先は、できる限り社会福祉施設、老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受け入れに関して協議する。

4 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、要配慮者の一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画の作成に努める。町は、避難行動要支援者本人や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別避難計画の作成に努める。

個別避難計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び町役場の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書

等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める。

第3 在宅の要配慮者対策

災害発生時における在宅の要配慮者の安全確保のため、対象者を把握し、防災指導・啓発等を行うとともに、避難所の整備や転送体制の整備に努める。

1 在宅の要配慮者の把握

民生委員・児童委員、地域住民、大淀町社会福祉協議会等の協力を得て、対象者の把握に努めるとともに、対象者名簿を作成・保管する。

ただし、これらの対象者名簿については、プライバシー保護の立場からその管理に十分注意する。

2 防災指導・啓発

広報等によって在宅の要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対して要配慮者の内容程度及び地域実態を考慮し、防災指導・啓発を行う。

(1) 在宅の要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から努力する。

ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(2) 地域住民に対する指導・啓発

ア 区等において、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、地域内の在宅要介護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。

ウ 地域防災訓練等に在宅要介護者及びその家族が参加するよう働きかける。

3 情報連絡手段の整備

災害発生時に、情報入手が困難な障がい者等に対する情報伝達手段の整備を推進する。

また、要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達体制を整備する。

4 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努める。

5 安全機器の普及促進

災害発生時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備、スプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

6 避難所対策

(1) 避難所の整備

ア 避難所となる施設において、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から大淀町社会福祉協議会等との連携に努める。

(2) 福祉避難所の整備

県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

(3) 転送体制の整備

- ア 入所可能な社会福祉施設を把握する。
- イ 災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

資料編：8-2 福祉避難所一覧表

第4 社会福祉施設等における対策

災害発生時における通入所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

災害発生時に円滑に消火、避難等が実施できるよう、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設及び付属する危険物を常時点検する。

また、火気の取り扱いについては十分留意するとともに、日頃から安全点検を行う。

4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

6 緊急受入体制の整備

災害時に緊急に施設での保護を必要とする者の一時的受入体制を整備する。

資料編：11-1 要配慮者利用施設一覧表

7 浸水想定区域内の社会福祉施設等の指定

町は、浸水想定区域内要配慮者等が利用者する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

第5 外国人等への対策

言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域社会との連携に努める。

また、外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、町避難所運営マニュアル等に記載する。

1 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努める。なお、作成するリーフレットの言語については検討する。

また、観光客等に対して、町ホームページ、メール等を活用して、町内指定避難所へ誘導する。

2 案内標識の検討

避難地・避難路・避難所の案内標識の設置にあたっては、日本語表記にあわせて、外国語でも表記することとし、表記する言語について検討する。

また、宿泊施設及び観光地にその近くの避難所を掲示するように協力要請する。

さらに、災害時に外国人が迅速に避難できるよう、町は県と連携して、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

3 地域社会との連携

(1) 地域での支援体制づくりに努める。

(2) 避難所等に通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から大淀町社会福祉協議会との連携に努める。

(3) 宿泊施設及び観光地の責任者は、従業員に対して避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を実施するよう努める。

(4) 防災訓練の際には、外国人の積極的な参加を呼びかける。

第6 防災訓練、教育の実施

町は、地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災住民組織、地元の警察・消防・医療機関・障がい者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供するよう努める。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するよう取り組む。

第7 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

町は備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自らで用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点に留意する。

第4節 応急住宅等供給体制の整備

一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。

さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

《担当部・機関》

住民福祉部・建設環境部

第1 応急仮設住宅の供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅の設置については、住宅被害想定に基づき、必要戸数の想定を検討するとともに、災害時緊急連絡員（リエゾン）が行う情報収集項目に、県が応急仮設住宅の設置を行うために必要な項目を含めるなどの検討を行う。

資料編：12-1 応急仮設住宅建設予定地一覧表

第2 公営住宅の空家状況の把握

町は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性があるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、金銭的な負担が生活再建の妨げにならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

第2章 住民等の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及

防災諸活動の成果をあげるため、住民に対し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。

普及・啓発にあたっては、外国人、障がい者等の要配慮者にも配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

《担当部・機関》

総務部・住民福祉部・教育委員会・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 学校等における防災教育

町は、子供たちの防災意識の高揚を図り、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、以下の各項目に留意する。

なお、教職員に対しては、防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

学校内においては、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの命を守るための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。
また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

- (1) 幼稚園段階における目標 安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。
- (2) 小学校段階における目標 日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。
- (3) 中学校段階における目標 日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

- (4) 高等学校段階における目標 安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

1 教育の内容

- (1) 身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 避難地・避難路・避難所の場所、その役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (3) 災害についての知識（火災、地震、風水害、気象災害などの災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方）
- (4) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (5) ボランティアについての知識・体験
- (6) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- (7) 災害時における心のケア

2 教育の方法

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画として、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

- (1) 防災週間等における訓練の実施
- (2) 防災をテーマにした図画、作文の作成
- (3) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (4) 特別活動を利用した教育の推進

3 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 防災知識の普及啓発

「自らの命は自ら守る」ことができるよう、住民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、住民の理解促進に努める。

1 普及啓発の内容

- (1) 災害の知識
 - ア 災害の態様や危険性
 - イ 各関係機関の防災体制及び講じる内容
 - ウ 地域の危険場所

(2) 災害への備え

- ア 1週間分の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品なども含む）
- イ 非常持ち出し品（マスク等を含む）の準備
- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- エ 避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- オ 自主防災組織活動、防災訓練などへの参加

(3) 災害時の行動

- ア 様々な条件下（屋内外、運転中等）における身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- イ 情報の入手方法
- ウ 自家用車の使用自粛等の注意事項
- エ 要配慮者への支援
- オ 初期消火、救出救護活動
- カ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- キ 避難生活に関する知識
- ク 家庭内の連絡体制・連絡方法の確認

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

- ア 広報紙、防災パンフレット（ハザードマップ等）、DVD等の作成配布
- イ ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等による啓発
- ウ 広報車等の巡回
- エ 外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やDVDへの字幕・手話通訳の挿入等

(2) 活動等を通じた啓発

- ア 講演会、講習会、防災展等の開催
- イ 映画、スライド上映会の開催、視聴覚教材の貸出し
- ウ 住民参加型防災訓練の実施
- エ 地域社会活動の促進・活用
- オ 防災器具・災害写真等の展示や貸出し

3 被災者等への的確な情報伝達活動

防災関係機関は、災害時における放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達が効果的、効率的に図られるよう、平常時より関係機関との連携に努めるとともに、安否情報の確認手段についての普及啓発に努める。

第3 町職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び県は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるため、また、伝承の重要性について啓発を行うため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・保存し、住民等が閲覧できるよう公開する。

第2節 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制にの
万全を期することを目的として、要配慮者や老若男女など多くの住民参加、学校、区・自主防災組
織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体との連携を図りながら、総合防
災訓練、その他の防災訓練の実施に努める。

特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、町は県と連携し
て住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていくと
ともに、住民による避難訓練の促進に努める。

また、住民による避難訓練防災訓練の実施に際しては、災害対応に習熟するための訓練に加え、
課題を発見するための訓練の実施にも努める。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合・県・関係機関

第1 総合防災訓練

町及び県は、単独又は共同して、防災関係機関等の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を
図ることを目的として、防災関係機関等の参加と住民の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、
災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等さまざまな形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練
を総合的に実施する。

第2 個別防災訓練

町、県及びその他防災関係機関等は単独又は共同して、下記の防災訓練を実施する。

(1) 非常参集訓練

休日、夜間等、勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職
員を早期に招集し、活動体制を確立するための訓練

(2) 水防訓練

水位・雨量観測、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等についての
訓練

(3) 非常通信訓練

通信手続、無線機の操作及び非常通信に関する訓練

(4) 図上の訓練

危険が予測される地域や事態を図上で考察し、応急対応や事前対策を検討する訓練

第3 住民の訓練

1 町

災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等
の訓練を適宜実施する。その際、集団避難等の実践的な訓練や、自力避難が困難な高齢者や障がい
者等の救助を考慮する。

2 防火管理者

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定
められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的の実施し、実効性のあ

る消防計画及び自営消防体制の確保等を進める。また、地域が実施する防災訓練に参加・協力を行う。

3 訓練の考え方

訓練を行うにあたっては、奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に大規模災害を想定したものと、夜間・休日等実施時間を工夫する等の様々な条件を設定するとともに、避難所運営ゲーム（HUG）等を活用し参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

なお、実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。

第3節 自主防災体制の整備

災害時にもっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平時からコミュニケーションをはかり、「自らの地域は自らで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要となる。

町は県と連携して、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 自主防災組織の育成

コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

1 実施責任者

- (1) 町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、地域防災のための住民活動の推進に努める。
- (2) 住民は、災害に備えるための手段を講じると共に、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

2 自主防災組織の結成促進

住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織率向上対策計画を作成し、町内会や区等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、男女共同参画をはじめ、高齢者、生徒・学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。

一方、住民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、住民の自主的な防災組織づくりに主体的に参加する。

3 自主防災組織の内容

自主防災組織は、おおむね情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等で構成するが、これらについては、それぞれの組織において事業計画等の規約を定めて活動する。

4 活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に対する心構えの普及啓発
 - イ 災害への備え（防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加、自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成）
 - ウ 災害発生時の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あつせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
 - エ 災害発生への備え（要配慮者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、地域における危険箇所の把握、消防水利の確認、防災資機材や備蓄品の管理など）
 - オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処理・炊き出し訓練など）
- (2) 災害時の活動
 - ア 避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者への援助など）
 - イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

- ウ 初期消火（消火器による消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報など住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 避難生活（避難所の運営、避難生活の指導）
- キ 復旧活動（災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援）
- ク その他関係機関の実施する応急活動への協力

5 育成方法

各区単位の自主防災組織の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

6 各種組織の活用

地域婦人団体連絡協議会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

7 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な資機材の支援や技術的指導に努める。

- (1) 資機材の支援
 - 自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。
- (2) 技術的指導
 - 自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、自主防災組織防災計画の作成、啓発資料の作成、情報の提供、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

資料編：6-1 自主防災組織一覧表

第2 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織との連携強化を図る。

事業所の防災体制の充実強化は、おおむね次の事項に沿って行う。

- (1) 建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）
- (2) 物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
- (3) 通信の確保（一般のNTT回線以外の通信手段）
- (4) 企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
- (5) 自主的な防災組織の編成
- (6) 防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、BCP等の作成
- (7) 従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
- (8) 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
- (9) 従業員の帰宅困難対策
- (10) 地域の自主防災組織との連携

事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等

なお、町は、事業所に対して、地域の防災訓練等への参加の呼びかけや、防災に関するアドバイス等の助言・協力を行う。

第3 救助・初期消火活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、防災教育や訓練を実施するとともに、小学校、中学校、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

第4 地区防災計画の策定

区・自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる（災害対策基本法第42条第3項）。

町は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第42条の2）。

第4節 企業防災の促進

企業及び事業所（以下、事業所等という。）は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）を策定する。

町は、事業所等の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

《担当部・機関》

建設環境部

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び国、県が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておく。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努める。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努める。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 町の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第5節 消防団員による地域防災体制の充実強化

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

町は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

《担当部・機関》

総務部・消防団

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

また、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を果たすことを目指す。

資料編：5-1 消防団の現況

第2 他の組織との関係

1 常備消防との関係

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実働（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 男女共同参画や若年層の入団促進と高齢化への対応

消防団の組織の活性化のため、男女共同参画による消防団員及び若年層の入団を促進し、団員数の確保に努める。

また、機能別分団員（大規模災害、予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に、入団の促進と団員数の確保に努める。

第6節 ボランティア活動支援環境の整備

町は、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、大淀町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関・関係団体と相互に連携し、県ボランティア・NPO活動情報提供システム等を活用しながら、その自主性を尊重しつつ、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

《担当部・機関》

総務部・住民福祉部・大淀町社会福祉協議会・県・関係機関

第1 ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none">○被災者家屋等の清掃活動○現地災害ボランティアセンター運営の補助○避難所運営の補助○炊き出し、食料等の配布○救援物資等の仕分け、輸送○高齢者、障がいのある人等の介護補助○被災者の話し相手・励まし○被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none">○救護所等での医療、看護○被災宅地の応急危険度判定○外国人のための通訳○被災者へのメンタルヘルスケア○高齢者、障がいのある人等への介護・支援○アマチュア無線等を利用した情報通信事務○公共土木施設の調査等○その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関・関係団体と連携・協働し、災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

1 受入れ窓口の整備

災害発生時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から大淀町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

2 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、

県が行う事前登録に関する協力を努める。

第3 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、災害ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

1 災害ボランティアコーディネーター等の養成

平常時より、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

2 意識の高揚

災害とボランティアの日（1月17日）及び災害とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

また、子供の頃から福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるように、福祉体験学習など福祉教育を推進する。

第4 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を支援するとともに、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

また、ボランティア活動に伴う事故等に備えたボランティア活動保険への加入など、活動上の安全確保を行う。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 まちの防災機能強化

町をはじめ関係機関は、災害による被害発生を未然に防止し、災害時の安全性を確保するため、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止められるよう、災害に強いまちづくりを推進する。

《担当部・機関》

総務部・建設環境部・上下水道部・県・関係機関

第1 市街地の整備

1 市街地の面的整備

町は、市街地の面的整備（不燃化建築物の建築、道路、公園等の公共施設の整備等）を行い、面的な防災機能の向上を促進する。

また、町は、防災上の観点より、建築物の壁面の後退、垣又は柵の構造制限等の地区計画や緑地協定を定め、敷地内空間の確保や民有緑地の保全・整備を推進する。

(1) 市街地再開発事業

既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図るため、建築物・公共施設の整備を促進する。

(2) 土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺部において、健全な市街地の形成を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地の一体的な整備を促進する。

(3) 住宅市街地総合整備事業

老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足を解消するため、居住環境・公共施設及び生活環境施設の整備を促進する。

2 市街地の不燃化の促進

(1) 防災を考慮した土地利用

溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(2) 防火地域等の指定

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域、密集市街地については、都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域、準防火地域の指定を拡大し、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

(3) 密集市街地の整備

密集市街地地区において、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進する。

3 防災ブロックの強化

まちの防災性強化を図るため、町中心部等の状況を考慮しつつ、必要に応じて都市防災構造化推進事業等を活用し、道路、河川など延焼遮断帯をネットワーク上に配置し、防災ブロックとしての機能強化に努める。

第2 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、町及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

1 公園・緑地、広場等の整備

(1) 都市計画公園等の整備

災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市計画公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難地となる学校グラウンド、都市計画公園や緊急避難の場所となる身近な街区公園等をその配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

併せて貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

また、備蓄倉庫等の災害応急対策施設の整備を図る。

2 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、町はその機能充実及び整備に努める。

(1) 避難路、緊急交通路のネットワーク化を図るため、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。

(2) 避難路、一時避難地、広域避難地及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法専有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

3 防災空間の整備拡大

町は県と連携して、防災空間として、震災時に広域避難場所、一次避難場所となる都市計画公園の体系的な整備を促進し、町全体の安全性向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、震災時の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

なお、町は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討す

るとともに、県の災害防止に協力する。

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

町及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物件の除去に努める。

また、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

2 公園等の防災機能の強化

避難場所となる都市計画公園等における災害応急対策に必要な施設（放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備を進める。

3 河川・水路の防災機能強化

災害時に一時集合場所や防災拠点となり、延焼防止の緩衝帯としての役割も有する河川空間は防災上重要である。

このため、河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう、緑の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

なお、河川管理者は、災害により損害を受けた河川構造物や河川管理施設を速やかに応急修理できるように、災害復旧資機材の備蓄に努める。

第4 土木構造物の耐震対策

町及び関係機関をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を進める。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策に努める。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 埋土地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。

町及び関係機関は、路面への崩落が予想される道路法面等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急道路の管理者は、耐震診断

に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

一般橋梁、横断歩道橋等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路付帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために必要な対策を講じる。

なお、これら道路、橋梁、道路付帯施設では、緊急輸送道路に指定された路線について、特に重点的な耐震性の強化に努める。

3 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。

4 河川・水路

河川・水路による災害を防止するため、国や県と協力して堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

5 ため池施設

ため池による災害を防止するため、老朽化したため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。また、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

6 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設等については、耐震対策が図られるよう県に要請する。

第2節 建築物等の安全対策の推進

町、県及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

《担当部・機関》

建設環境部・関係各部署・奈良県広域消防組合・県・関係機関

第1 建築物等の耐震対策

町、建築関係団体等は、密接に連携して、町が作成した「大淀町耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度の町内建築物の耐震化率9割の目標達成をめざす。

1 公共建築物の耐震診断・改修の促進

町有建築物の耐震診断・改修については、耐震改修促進法の趣旨、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して「大淀町耐震改修促進計画」に基づいて、推進するものとし、防災上重要な役割を果たす建築物、不特定多数のものが利用する建築物について耐震診断・改修を図る。

災害対策本部である町役場本庁、避難所に指定されている公共施設について耐震診断を実施し、改修計画を検討する。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

「大淀町耐震改修促進計画」に基づいて、特定建築物（一定規模以上の病院等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、建築物の耐震化の促進の周知に努め、既存木造住宅耐震診断助成事業により、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

特に、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

また、町は県と連携して、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

3 関連施策の推進

- (1) 宅地の安全対策について普及啓発に努める。
- (2) ブロック塀、自動販売機等の安全対策について普及啓発に努める。
- (3) 地震発生時の家具等什器転倒による被害防止について普及啓発に努める。

第2 建築物等の防火・安全化対策

町及び県は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策

を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

1 災害予防知識の普及

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

2 建築物の安全対策

施設管理者は、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等に努める。建築物等の安全対策例を下表に示す。

エレベーター閉じ込め防止対策	○保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。
窓ガラス等の落下防止対策	○災害時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、所有者や管理者に対し、啓発や改善指導等を行う。
ブロック塀等の倒壊防止対策	○関係機関等と連携し、安全点検や補強方法等の普及啓発や巡回、指導等を行う。
工事中の建築物	○落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。
建物内の安全対策	○学校校舎 校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全性と避難通路が確保できるように十分配慮する。 ○社会福祉施設、病院、保育所等 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。 ○庁舎 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。 ○民間建築物 民間建築物の所有者及び管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒落下や棚上の物の落下防止やガラスの飛散防止を行う。
公共施設及び危険物施設の点検整備等	○道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の点検を行うとともに、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。
その他の対策	○自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

3 建築物等の要配慮者対策

関係機関と連携し、必要に応じて建築物等の福祉的整備を図る。

4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

第3節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《担当部・機関》

建設環境部・県・関係機関

第1 鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）

地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため対策を講じる。

（1）施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

（2）地震計の設置

沿線の主要箇所地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

（3）情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

（4）復旧体制の整備

- ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- ② 応急復旧用資機材の配置及び整備
- ③ 列車及び旅客の取り扱い方の徹底
- ④ 消防及び救護体制
- ⑤ 防災知識の普及

第2 道路施設（町、県）

道路施設管理者は、道路の冠水対策、除雪対策、障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整えるとともに、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より関係機関相互の連携強化を図る。

道路利用者等に対しては、道路防災週間等の防災関連行事を通して、災害・事故の危険性を周知するとともに、町ホームページやパンフレット等により、防災・事故に対する知識の普及に努める。

資料編：2-12 平成8年道路防災総点検要対策箇所

1 道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

2 除雪体制の整備

積雪のため道路交通に支障をきたす恐れがある場合に、交通の確保を図るため除雪作業等の出動体制を整備する。

第3 緊急輸送道路等の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や重要物流道路等の効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急輸送道路ネットワークの区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して次の3つに区分する。

(1) 第1次緊急輸送道路

ア 他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般道路）

イ 災害発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路と防災拠点

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から下表のように5つに区分する。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象としており、町域だけでなく県全域の防災拠点の相互の連絡を図ることから、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

【防災拠点の機能区分】

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対象拠点		地方公共団体	市役所、町村役場 県庁 総合庁舎 道路管理者(土木事務所) 交通管理者(県警)
		指定公共機関 指定地方行政機関	陸運局 道路管理者 気象台 道路公社 郵便局 鉄道会社 放送局
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート 卸売市場 トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ サービスエリア 道の駅 鉄道駅前広場
ライフライン拠点	・日常生活に必要な不可欠なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス 電気 電話
救助活動拠点	・災害後の消化、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地 自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐屯拠点	地方公共団体(県)	県営競輪場 第二浄化センター 消防学校 吉野川浄化センター

3 緊急輸送道路の選定

(1) 県及び町選定の緊急輸送道路

県が選定している町に係る緊急輸送道路及び町選定の緊急輸送道路は次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定路線

機能区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路 (県指定)	一般国道(指定区間外)	国道 169 号
		国道 309 号
	町道	国道 370 号
町道西西部 73 号		
第2次緊急輸送道路 (県指定)	一般国道(指定区間外)	町道西部 191 号
		国道 169 号
	一般県道	国道 309 号
		県道平畑運動公園線(271 号)
町道	町道西部 66 号	
	町道西部 119 号	
第3次緊急輸送道路 (町指定)	一般県道	町道東部 33 号
		町道東部 41 号
	町道	町道中部 18 号
		町道中部 21 号
		町道中部 46 号
		町道中部 47 号
		町道中部 171 号
		町道西部 17 号
		町道西部 19 号
		町道西部 111 号
		町道西部 121 号
		町道西部 195 号
		町道西西部 74 号
		町道西西部 76 号
町道西西部 166 号		

(2) 町の緊急輸送道路の選定

関係機関と協議のうえ、緊急輸送道路と災害時用臨時ヘリポート、町内の備蓄倉庫、物資輸送拠点、緊急医療機関等を連絡する道路を町の緊急輸送道路として選定・整備を図る。

3 緊急輸送道路の周知

県及び町が指定する緊急輸送道路については、住民、事業所等への周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される町所有の車両については、県公安委員会に事前届出手続きを行う。

5 輸送環境の整備

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

6 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

7 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

8 重要物流道路との機能連携

重要物流道路とは国が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行するために創設された制度である。

町は災害時の交通ネットワークの強化を見据えた重要物流道路及び代替・補完路の指定を踏まえながら、対象となる重要物流道路との機能連携に努める。

第4節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《担当部・機関》

上下水道部・関係機関

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 水道施設の耐震化

取水施設・浄水場・配水場・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

その際には、水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努め、浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には町域の地質調査を参考に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進めるとともに、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

併せて、常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努め、また管路の多重化・ループ化及び水源の複数化等による補完機能の強化を進める。

2 水の融通体制の確立

災害による断水、減水を防止するため、自己水源の確保・増強に努め、浄水場等の施設更新にあたっては、浄水場貯水能力の増強を検討する。

さらには、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

4 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

5 給水データベースの整備

町は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータベースを

整備する。

6 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

7 協力体制の整備

(1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

(2) 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、町は、県及び近隣市町村と相互に協力する。

また、災害時に備え平常時から県営水道との連携体制の強化に努める。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震化を目指す。また、避難所等における下水道施設の被災を考慮し、マンホールトイレの整備にも努める。既に稼働している施設については、震災時の耐震状況を把握し、耐震化の強化を図る。

すでに稼働している施設については、異常気象に備え自家発電、予備機器の整備点検を定期的実施し、施設の漏水、腐食箇所等の補修点検を徹底し、定期的にマンホール等の地上より異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査するほか、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を目指すとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

2 応急復旧体制の強化

(1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

3 災害対策用資機材の整備点検

被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備及び保有資機材の点検に努める。

4 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

5 協力体制の整備

(1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

- (2) 県と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力（関西電力送配電株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通

信機能の維持を図る。

4 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

- ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設および設備
- ② 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設および設備の強化、整備を図る。

- ① 無線伝送設備
 - (ア) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
 - (イ) 移動無線設備
 - (ウ) 衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
 - (ア) 通信ケーブル
 - (イ) 電力線搬送設備
 - (ウ) 通信線搬送設備
- ③ 交換設備
- ④ IPネットワーク設備
- ⑤ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震および火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設および設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

- ① 水防関係
 - (ア) ダム管理用観測設備
 - (イ) ダム操作用の予備発電設備
 - (ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
 - (エ) 排水用のポンプ設備
 - (オ) 各種舟艇および車両等のエンジン設備
 - (カ) 警報用設備

- ② 消防関係
 - (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
 - (イ) 各種消火器具および消火剤
 - (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備
- (6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等
被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設および施設の整備を図る。
 - ① 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器
 - ② オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (7) その他災害復旧用施設および設備
重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

5 災害対策用資機材等の確保および整備

- (1) 災害対策用資機材の確保
災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 災害対策用資機材等の輸送
災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材等の整備点検
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。
- (4) 災害対策用資機材等の広域運営
災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。
- (6) 災害対策用資機材等の仮置場
災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- (2) 広報活動
 - ① 電気事故防止PR
災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。
 - (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

- (ウ)断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ)大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- (オ)屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (カ)電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (キ)その他事故防止のため留意すべき事項。

② PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第4 ガス（LPガス等事業者）

高圧ガス、LPガスにより発生する事故・災害を防止し、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 高圧ガス製造業者が実施する保安対策

- (1) 認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し設備は定期的に点検、整備をする。
- (2) 保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

2 高圧ガス貯蔵所（所有者又は占有者）特定高圧ガス消費者が実施する保安対策

- (1) 設備は定期的、計画的に点検、整備を実施するが特に消費量の少ない時期に重点的項目について入念に行う。
- (2) 日常運転作業基準に従って行い、常に防災保安面より更に見直しを図る。
- (3) 従業者に対し保安教育を実施する。

3 高圧ガス販売事業者が実施する保安対策

- (1) LPガス販売事業者にあつては、一般消費者等の消費設備が法に定める技術上の基準を維持するための定期点検調査を実施する。
- (2) 高圧ガス販売業者にあつては、毒性ガスを消費する事業所に対し、「保安に関する基準」に基づき自主保安体制を積極的に確立し、災害を防止するよう指導点検する。
- (3) 一般消費者等に対し、高圧ガス、LPガスの消費等に係る取扱についての周知を徹底するとともに、法に基づく保安業務を確実に実施する。
- (4) 従業者に対し保安教育を実施する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

NTT西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

① 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 震災対策

災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。

(イ) 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

② 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

① 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

② 町防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

町及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。

なお、町及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定する。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を

計画的に推進する。

7 放送施設（放送関係事業者）

日本放送協会及び奈良テレビ放送、こまどりケーブル等は、災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進する。

また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的を実施する。

第6 住民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

1 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

2 電力供給施設、ガス供給施設

関西電力送配電株式会社、L P ガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

3 電気通信施設

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

町は、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動等により、利用方法を住民に周知するよう依頼する。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

町及び奈良県広域消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合・県・関係機関

第1 危険物災害予防対策

消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1 消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - ② 自主的な防災組織の結成
 - ③ 保安教育の充実
 - ④ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

3 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

また、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、安全性・耐震性の強化に努める。

資料編：2-13 危険物施設等一覧表

第2 高圧ガス、LPガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

ガス事業者等は、以下の対策を実施する。

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第3 火薬類災害予防対策

盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規定の遵守、自主保安体制の強化、設備の定期的な自主点検の実施等、点検・整備に努めるとともに、従業者の保安教育・防災訓練等の実施に努める。

第4 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

施設管理者は、施設の耐震化等の防災対策、管理・点検等の強化、除毒作業に必要な中和剤の備蓄、災害対応諸機材の備蓄、従業者の保安教育・防災訓練等の実施に努める。

第5 放射性物質保管施設災害予防対策

消防機関は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ確に遂行できるように努める。

第6 原子力災害予防対策

県内には原子力発電所は存在しないが、原子力関連施設で原子力災害等の緊急事態が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くする必要がある。

このため、町は県と連携して、県や関連機関からの情報を速やかに住民に広報する体制を確立するとともに、住民等からの問い合わせや相談に対応する体制を確立する。

なお、県内には、関係隣接都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所として、近畿大学原子力研究所にある原子炉1箇所がある。

第7 危険物等の輸送災害対策

危険物、高圧ガス等を運搬、輸送する場合には、転倒・転落防止、標識灯の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

第6節 水害予防対策の推進

町・県及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

《担当部・機関》

建設環境部・総務部・県・関係機関

第1 河川・水路の改修等

町及び関係機関は、河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等のハード対策とソフト対策を一体的、計画に推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

1 水害の防止

- (1) 県と共に、吉野川（紀の川）水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- (3) 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備に努める。
- (4) 町は、雨期前に水路の重点箇所点検、浚渫、清掃を実施するとともに、県に対し、河川管理施設の点検整備や構造物等へ引っ掛かった浮遊物等の除去を要請する。

2 水防施設等の点検・整備

- (1) 河川管理施設等の点検・整備
氾濫防止と治水機能維持のため、町は、水防施設の点検・整備を行う。
- (2) 雨量計・量水標の点検・整備
町は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設するよう努める。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

町は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、気象及び河川情報システム等を導入し、その活用に努める。

資料編：2-2 重要水防区域（水防警報指定河川）

資料編：2-3 奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川（県土木事務所長発表）

資料編：2-4 水防警報指定河川以外の河川

資料編：5-3 水防倉庫一覧

第2 水害防止対策の推進

町は、県が行う水位情報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

1 水位情報の通知及び周知

洪水により相当な損害を生じるおそれがある吉野川（紀の川）については、水防法により県が水位周知河川に指定し、円滑な避難のため、避難判断水位（特別警戒水位）を設定し、河川水位がこれに達したときは、県より町に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨が水位を示して周知される。

さらに、本町は避難判断水位（特別警戒水位）に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講じる。

県は、水位周知河川が氾濫した場合に、浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

町域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、町は地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下のような洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項及び浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地等を、ハザードマップ等により住民に周知する。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地等は、資料編に示すとおりである。

ア 洪水予報等の伝達方法

- (ア) 広報車
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 電話
- (エ) 防災情報メール等

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ア) 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の避難所について周知を図る。

(イ) 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区・自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

避難行動要支援者の避難については、県が示す指針に基づく災害時要援護者支援プランを作成する。

(ウ) 浸水想定区域内に地下空間等又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及び当該施設への洪水予報等の伝達方法。

(エ) 上記（ウ）により町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下空間等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを町長に報告するとともに、公表しなければならない。

資料編：2-3 奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川（県土木事務所長発表）

資料編：11-1 要配慮者利用施設一覧表

3 地下空間における浸水防止対策

地下空間を有する施設の管理者は、防水板・防火扉の整備、出入口のマウンドアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、利用者の避難誘導體制を整備する。

第3 農地・ため池の防災対策

町及び県、ため池管理者、水利組合は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農地内の湛水による被害を防止軽減するために、農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

3 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。
- (2) 町は、ため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、水利組合・消防団等の協力を得て、巡視等監視体制の強化に努める。
- (3) ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資機材を整備する。
- (4) 農業用施設等の管理者は、常に気象予警報等に注意し、これらの巡回・点検を行い、現地に適応した災害の未然防止に万全を期す。

資料編：2-5 ため池要整備箇所

第4 住民への周知

町長は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知する。

また、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

町長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第7節 地盤災害予防対策の推進

町及び県、関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策をハード・ソフト両面から実施する。

《担当部・機関》

建設環境部・県・関係機関

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

町及び県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び建築物の構造規制に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

県は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行爲について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

町域に土砂災害警戒区域が指定された場合、町は次の措置を講じる。

(1) 警戒区域ごと、地域防災計画に次の事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達に関する事項

イ 警戒区域外の避難場所及び避難経路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）に関する事項

ウ 土砂災害に関する避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達方法に関する事項

オ 救助に関する事項

カ その他必要な事項

(2) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

ハザードマップには、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等等を明示するとともに、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地、情報伝達方法は、資料編に示すとおりである。

資料編：11－1 要配慮者利用施設一覧表

第2 土砂災害警戒情報等の事前周知

奈良地方気象台と県は、町と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、町長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行う際に重要となる土砂災害警戒情報を周知する。

また、町は、的確な避難指示等の発令を行うため、県等から提供される情報を分析し、危険度が高まっている区域を速やかに判断できる体制を整備しておく。なお、避難指示等はできる限り夜間の急な発令を回避するため、気象庁による予測情報等を参考に、高齢者等避難の活用や早めの避難指示等の発令について検討しておく。

第3 土石流対策

1 土石流危険渓流及び砂防指定地

土石流危険渓流は、平成11年4月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)」による土石流発生の危険性がある渓流であり、該当する渓流は町内で196渓流となっている。

また、砂防指定地は町内で11箇所となっている。

「土石流危険渓流」とは、「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)(平成11年4月、建設省河川局砂防部)」による調査により抽出された、土石流発生の危険性がある次の渓流をいう。

土石流危険渓流Ⅰ：保全人家5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。)に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ：保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅲ：保全人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

「砂防指定地」とは、砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

2 土石流対策の推進

- (1) 土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、県に対し、砂防事業の推進を要請する。
- (2) 県に対し、砂防指定地における一定の行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

3 住民への周知

山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は県と協力して、指定渓流や前兆現象の周知に努める。

4 パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

5 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示等が実施できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

資料編：2-6 土石流危険渓流

資料編：2-7 砂防指定地

第4 地すべり対策

1 地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言い、該当する箇所は町内で1箇所となっている。

2 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、平成8年10月4日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調査要領」により空中写真判読及び既存記録等から抽出し、該当する箇所は現在町内での指定はない。

「地すべり危険箇所」とは、地すべり危険箇所調査要領（平成8年10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき抽出された地すべりの発生するおそれがある箇所であり、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通省所管になりうる箇所をいう。

「地すべり防止区域」とは、地すべり防止工事を行う等、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定する区域をいう。

3 地すべり対策の推進

- (1) 地すべりによる災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、県に対し、砂防事業の推進を要請する。
- (2) 県に対し、地すべり防止区域における一定の行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

4 住民への周知

山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は県と協力して、危険箇所や前兆現象の周知に努める。

5 パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

6 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示等が実施できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第5 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域であり、該当する箇所は町内に35箇所となっている。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所であり、該当する箇所は町内に232箇所となっている。

- 1) 「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、次のものをいう。
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等のある場合を含む。）ある箇所
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ：被害想定区域内に保全人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所
- 2) 「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者その他に者に危害が生じるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするための行為制限をする必要がある土地の区域で、県知事が指定したものをいう。

3 急傾斜地崩壊防止対策の推進

- (1) 急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、県に対し、対策事業の推進を要請していく。
- (2) 県に対し、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

4 住民への周知

がけへの亀裂が生じる等の異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は県と協力して、指定箇所・指定区域、前兆現象の周知に努める。

5 パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

6 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 指定区域内における警戒避難計画を定め、被害の軽減に努める。

- (2) 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (3) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示等がなされるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

資料編：2-8 急傾斜地崩壊危険箇所

資料編：2-9 急傾斜地崩壊危険区域

第6 山地災害対策

本町には、山地災害危険地区（山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりにより災害が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地域）が54箇所ある。

「山地災害危険地区」とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接およびおそれがある地区をいうものであり、林野庁7林野治第2914号（平成7年10月20日付）による「山地災害危険区域調査要領」により抽出された地区をいう。

1 山地災害対策の推進

- (1) 土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、県に対し、治山事業の推進を要請する。
- (2) 保安林において、一定の行為の制限が徹底されるよう、県に対して要請する。

2 住民への周知

町は県と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区の周知に努める。

資料編：2-10 山地災害危険地区

第7 宅地防災対策

近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、町及び県は、より一層「宅地造成等規制法」及び「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定制度を活用し、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図る。

なお、本町の宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）指定は34.79haとなっている。

1 造成行為の指導

- (1) 宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、開発事業者に対する指導や必要に応じて監督処分が行われるよう、県に対して要請する。
- (2) 町は、県と協力して、宅地造成や開発行為は、許可申請時の計画内容を充分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

2 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、急傾斜地崩壊危険箇所に接する宅地を重点的にパトロールし、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

3 危険宅地の解消

町は、県と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消に努める。

4 宅地の耐震化

既存の造成宅地の中で、大地震等が発生した場合に、滑動崩落を起こし、広範な被害を生じるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、大規模盛土造成地等の変動予測調査を行い、「宅地ハザードマップ」を作成したうえで、減災対策実施が必要と判断された盛土造成地を県が宅地造成等規制法により、「造成宅地防災区域」として指定し、その区域内の宅地の所有者等は、災害の防止のための必要な措置を講ずる。

第8 孤立地区対策

山間部において土砂災害による道路の寸断等の被害により地区が孤立する場合に備え、通信手段やヘリコプターによるアクセスの確保、集落内において自活できる体制の整備に努める。

1 孤立予想地区の把握

土砂災害危険箇所等の分布から孤立するおそれのある地区を抽出し、その地区の要配慮者等の救護すべき住民等を把握する。

2 孤立の周知

孤立の危険性について周知し、孤立を想定した家庭内備蓄をするように啓発を図る。

3 通信手段の確保

孤立が予想される地区との通信手段を確保するため、通信施設の非常用電源の確保を行う。

4 臨時ヘリポートの把握

孤立地区において傷病者の搬送、緊急避難等を行うために、ヘリコプターの離発着が可能な空地等を把握する。

第8節 火災予防対策の推進

町及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合・消防団

第1 建築物等の火災予防

住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 指導

(1) 予防査察

消防機関は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア 予防査察の方法

消防機関は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査する。

なお、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせる。

イ 予防査察の実施

(ア) 消防機関は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

(イ) 消防機関は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に緊急予防査察、特別予防査察を実施する。

(2) 関係者に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

(3) 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令にてらしあわせて警告、命令又は告発等違反処理を行い、早期是正を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

2 啓発

(1) 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図る。

(2) 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、火災予防条例により耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。

(3) 町内の一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の手取り扱など防災知識の啓発、消火器具等の普及を推進する。

また、地震発生時の火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

- (4) 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- (5) 事業所における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。
また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

3 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の規準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- (1) 町は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、男女共同参画や青年層等の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- (2) 町は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

4 消防組織の連携強化

大火災等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

■ 応援協定等

協定名	締結年月日	協定都市	内容
奈良県消防広域相互応援協定	平成 8.5.7	奈良県下 全消防本部 (奈良市、生駒市、奈良県広域消防組合)	火災、救急、救助

第2 林野火災の予防

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 林道、森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。

また、固定防火線と併用または単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

(2) 監視体制の強化

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 林野所有（管理）者等への指導

ア 防火線、防火樹帯の整備

町は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

イ 防火用水の確保

町は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、町長の許可がなければできない。

町長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

(4) 防災知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

ア 公衆に対する啓発活動

(ア) 広報宣伝の充実

町は、県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関と、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

(イ) 学校教育による防火思想の普及

町は、県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関と連携して、教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

イ 地域住民、林内作業員に対する啓発活動

(ア) 地域での指導・啓発

町及び消防機関は、林野内に立ち入る機会が多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

(イ) 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

第3 活動体制の整備

町及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実に努める。

(1) 消防体制の整備

町及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

(2) 広域相互応援体制の整備

町及び消防機関は、県と連携して県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

(3) 消防資機材の整備

町は、林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実に努める。

(4) 消防水利の確保

町及び消防機関は防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として

利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

(5) 県の空中消火体制の活用

町は、県の消防防災ヘリコプターによる空中消火体制を活用するため、応援要請方法等を定めた計画を整備する。

(6) 林野火災消防訓練の実施

町は、県、市町村、消防機関、その他の防災関係機関と連携して、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

《担当部・機関》

関係各部署

第6次地震防災緊急事業五箇年計画の概要は次のとおりである。

1 対象地域

大淀町全域

2 計画年度

令和3～7年度

3 事業の実施

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を計画的に執行する。

4 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

5 対象事業

町の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

■対象事業

整備する施設等	事業主体 (位置)	事業名	事業量	実施予 定年度	所管省庁
1号 避難地					
2号 避難路					
3号 消防用施設	大淀町	消防防災施設整備費補助事業	耐震性貯水槽 12箇所	R3~7	消防庁
4号 消防活動用道路					
5号 緊急輸送路等					
6号 共同溝等					
7号 医療機関					
8号 社会福祉施設					
9号 公立小中学校等					
10号 公立盲学校等					
11号 公的建造物					
13号 砂防整備等					
13号-1 砂防施設等					
13号-3 地すべり防止施設					
13号-4 急傾斜地崩壊防止施設					
16号 飲料水施設・電源施設等					
17号 備蓄倉庫					
19号 老朽住宅密集市街地					

■地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等

事業の区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	1/2
へき地における公立の診療所であって政令で定めるものの改築	1/2
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障がい者支援施設(同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。)のうち、木造の施設の改築	2/3
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築	1/2
公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強(次項に掲げるものを除く。)	1/2
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強	2/3
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	1/2
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	1/2
地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの	1/2
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの	1/2

第4章 災害に備えた防災体制の確立

第1節 総合的防災体制の整備

町及び関係機関は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、その設置場所や手順をあらかじめ定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め、それぞれの責務を的確に遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、平常時から、資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《担当部・機関》

各部局・関係機関

第1 町の災害組織体制等の整備

1 災害組織体制の整備・充実

災害組織体制については、意思決定者の明確化、配備基準の明確化、指揮命令系統の簡略化等に配慮した配備等を行う。

また、職員の分担業務については、平常時から、職員研修、防災訓練等の機会を通じて、習熟を図る。

2 動員配備体制の整備・充実

災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、地震災害、風水害等における動員・配備体制について、明確な基準を定めるとともに、勤務時間外の参集体制の整備を図る。また、配備基準ごとの参集要員及び連絡網等については、職員の異動等必要に応じて随時更新する。

3 災害対策本部設置体制の整備

(1) 本部室の耐災害性の確保

災害対策本部室に予定する場所の耐震診断及び補強を行うとともに、被害に備えて代替場所の確保・整備を行う。

(2) 本部設置資機材の整備

本部設置予定場所には、通信施設、情報収集設備、応急対策用地図、その他本部運営に必要な資機材を迅速に設営できるよう、耐災害性に確保された場所に保管する。

また、災害発生直後に情報交換が必要な防災関係機関、団体等の代表者名簿等を平常時から一定場所に保管し、災害発生時に速やかに活用できるようにする。

(3) 災害従事者用物資の確保体制の整備

災害応急対策に従事する職員の食料、飲料水、衣料、毛布等の確保についての調達計画を作成し、災害発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

第2 関係機関等との連携体制の整備

1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を図るとともに、町との連携及び協力体制を確立する。

2 防災関係情報の共有化

災害発生時、防災関係機関が持つ被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

3 県との連携強化

「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、県への応援要求が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。また、災害の状況に応じ設置される県現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。

4 広域的な応援体制の確立

災害時の広域的な防災協力体制の確立のため、他市町村等との災害時相互応援協定の締結に努めるとともに、応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等についてあらかじめ計画作成しておくものとし、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。

また、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受入れ・受援のために、平常時から相互交流を深める。

さらに、本町と同時被災の可能性が低い遠方の自治体との防災協定を締結し、災害時の応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するための体制確立を図る。

5 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

6 緊急消防援助隊の受入体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備に努める。

7 民間事業所等との災害時応援体制の整備

災害時における民間事業所等との多種多様な協力体制を整備するとともに、民間事業所等に対して、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

8 広域避難の協議等

町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を避難場所とすることが困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため住民等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、住民等の受入れについて、県内の他の市町村長に協議することができる。

第3 人材の育成

防災体制の強化と合わせて、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、職員への防災教育の充実に努めるとともに、関係機関にも職員の防災教育の実施を促す。

1 職員の防災教育

町職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施し、町職員の防災意識の高揚を図るとともに、専門的知見を有する職員の確保・育成に努める。

- (1) 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- (2) 災害対策活動の概要
- (3) 災害時の役割の分担
- (4) 災害時の指揮系統の確立

(5) その他必要な事項

2 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、「大淀町職員防災マニュアル」の策定・改訂に努める。

第4 防災中枢機能等の確保・充実

町は、防災中枢拠点が被災した場合でも、速やかに体制を整え、対策を実行できるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

1 業務継続計画（BCP）の策定

大規模災害時に本町の災害対策業務及び通常業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）を策定する。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

2 防災中枢施設等の整備

大規模災害時には、町庁舎など防災中枢拠点の被災も想定されることから、次の事項について対策を講じ、防災中枢機能の確保に努める。

- (1) 町庁舎
町庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。
- (2) 代替施設の確保
町庁舎が被災した際、災害対策本部の運営に支障をきたさないよう、以下の対策を講じる。
 - ア 災害対策本部等の代替施設の確保（耐震性、耐火性の確認）
 - イ 代替施設が使用不可の場合の候補施設の選定（耐震性、耐火性の確認）
 - ウ 移転の判断、代替施設の決定、移転手段の確保に必要な手続き等について事前に定めておく。
- (3) 電源・機材・備蓄の確保
防災中枢機能を維持するため、機器類・備品・備蓄等の整備・拡充を図るとともに、中長期の停電に備えた非常用電源設備（自家発電設備等）の確保、燃料貯蔵設備等の整備を図る。
- (4) 各種データ等の保管体制の整備
復旧に必要な各種データを整備・保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の構築、耐震補強、落下転倒の防止を図る。

3 人材の育成

多数の職員が被災した際、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう、人材の育成に努める。

第5 地域防災拠点の整備・充実

災害時に住民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

1 地域防災拠点の機能整備

町は、町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、県の広域防災活動拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、地域防災拠点の運営に関するマニュアル等を作成し、それに基づく運営及び連携を図る。

(1) 応援部隊の受入れ及び活動拠点

自衛隊をはじめとする応援部隊を受入れるため、後方支援活動拠点等の整備に努める。

(2) 備蓄拠点

救助物資の備蓄は、学校施設等を活用して備蓄倉庫の整備を計画的に行い、備蓄体制の確立に努める。

(3) 物資集積場

災害の状況、規模等に応じて物資集積場を指定し、これら施設の整備に努める。

(4) 耐震性貯水槽、耐震性防火水槽

公園等に耐震性貯水槽、耐震性防火水槽の整備に努める。

2 防災機能の充実

災害時の地域防災拠点となる小学校と災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄など、防災機能の充実を図る。

■地域防災拠点

施設名	所在地	電話番号	備考
町立平畑体育館	桧垣本 2445 番地 19	52-6234	物資集積場

3 後方支援活動との連携強化

都市計画公園については、災害時に応援部隊の受け入れ及び活動拠点として位置づけるとともに、物資輸送拠点として災害活動用ヘリポートでもある平畑運動公園を位置づけ、連絡機能の整備を図る。

第6 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材の確保

町は、防災用資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、消火薬剤等の備蓄を推進するとともに、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

4 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

資機材等の物資を迅速に搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。
また、物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄のさらなる活用を図る。

資料編：5-3 水防倉庫一覧

第7 複合災害防止体制の整備

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

- (1) 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- (2) 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第8 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1 被害想定の調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

2 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

第2節 航空防災体制の整備

《担当部・機関》

総務部・建設環境部・県・関係機関

県等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

なお、県消防防災ヘリコプター等の受入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

- ア 要請担当窓口
- イ 派遣要請手続
- ウ ヘリコプター臨時着陸場の指定
- エ その他必要な事項

また、次の事項に基づき緊急ヘリポートの整備に努める。

- (1) 町はあらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、町地域防災計画に記載する。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- (3) 町は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

資料編：9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第3節 情報収集伝達体制の整備

町、県及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《担当部・機関》

各部局・奈良県広域消防組合・県・関係機関

第1 通信手段の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から、通信手段の整備を図るとともに、通信設備や関連機器の保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するなど、耐災性の向上等に努める。

また、機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的実施するとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように努める。

1 防災行政無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を住民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・拡充を行う。

(1) 防災行政無線整備

地域防災系及び固定系（戸別受信機を含む。）各デジタル無線網等の整備充実に努める。なお、整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

(2) 防災関係機関の無線通信施設の整備充実

奈良県広域消防組合や警察署等の防災関係機関は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、無線通信施設の整備充実に努めるとともに、通信施設の被災を想定し、通信の途絶防止対策及び復旧対策の強化を図る。

また、町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線の整備及び増強等により、災害時の相互通信体制の強化に努める。

(3) 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡のため、及び災害現場からのFAX、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

(4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

2 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、自家用発動発電機等の予備電源の確保を図る。また、非常用電源設備の高度化に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により、災害情報を速やかに伝達するシステムの構築に努める。

3 通信手段の多様化

以下のような災害時優先電話、有線放送、携帯電話、衛星携帯電話、緊急速報メールなど、多様な連絡通信手段の整備充実に努め、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

(1) 電信電話設備（災害時優先電話）

NTT西日本は町の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。町は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保する。

(2) 非常通信体制の充実強化

自営の通信施設を保有する機関は個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

町、県及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

(3) 緊急速報メール

町は住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

(4) 緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する緊急地震速報を効果的に活用する。

緊急地震速報は、その特性や限界を理解した上で利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故などを防ぐことが期待される。よって、町は、緊急地震速報を受けたときの住民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及啓発に努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

(5) Lアラート（旧称：公共情報 commons）

県防災情報システムは、Lアラート等に連携しており、住民への速やかな情報提供が可能である。

町は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難指示等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

第2 情報収集伝達体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

1 勤務時間内の情報の収集及び伝達

県から伝達される防災情報を、総務部が受理し、必要な情報はメール・電話等によって職員に伝達するとともに、教育委員会、消防団幹部、区長に電話等で伝達し、教育委員会は学校へ、区長は住民に伝達できる体制を整備する。

2 勤務時間外の情報の収集及び伝達

県から伝達される防災情報を総務部が受理し、必要な情報は関係各部へ伝達できる体制を整備する。

3 住民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報は、区・自主防災組織等を通じて速やかに町に通報するよう住民に周知する。

4 職員参集時の情報収集

町職員は参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

第3 災害広報体制の整備

1 住民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、大淀あらかしテレビ、町ホームページ、電子メール、緊急速報メール等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など、情報入手が困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努めるとともに、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民への普及啓発活動に努める。

また、避難所となる公民館・学校への電話、FAX等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

2 住民への広報手段の周知

- (1) 災害時は、防災行政無線放送、モバイルメール、SNS、テレビ（大淀あらかしテレビを含む）、ラジオ、町ホームページ、緊急速報メール等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (2) あらかじめ、町役場、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

3 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やFAX、町ホームページ、電子メールによる対応のほか、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

4 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者もしくはあらかじめ指名する職員が災害広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
- (3) 広報文案の事前準備
 - ア 地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
 - エ 要配慮者への支援呼びかけ
 - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

第4 非常通信体制の強化

通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる通信の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備充実に努める。また、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の連携による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

第5 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握する。

また、町外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第6 災害情報共有化の推進

平常時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システム（GIS）を利用した被災者支援システムの活用を推進する。

第7 孤立集落等への通信対策

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、孤立する可能性のある集落や避難所、世帯の対策として、集落の代表者宅や集会所、避難所等に、県の助成措置などを活用して、非常用電源、衛星携帯電話、双方向の通話が可能な防災行政無線の整備・充実に努める。

第4節 孤立集落対策

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。町は県と連携して、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

《担当部・機関》

総務部

第1 町、住民・自主防災組織の役割分担

1 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）。

2 町

民間通信インフラが繋がらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の見印となるものを検討しておく。

町は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。また、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることへの備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

第5節 支援・受援体制の整備

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、町外被災地への人的支援、町外からの避難者の受入れを実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備に努める。

また、他の市町村や防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう受援体制を整備する。

《担当部・機関》

総務部・住民福祉部・建設環境部

第1 支援体制の整備

- (1) 医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- (2) 友好都市や姉妹都市など、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。
- (4) 災害時における応援協定、全国町村会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する体制を整備する。

第2 受援体制の整備

- (1) 災害時に迅速かつ適切な相互応援ができるよう、県内の「市町村相互応援協定」を締結するなど連携の強化を図る。
- (2) 友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。県と連携して、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）と整合のとれた町受援マニュアルを作成する。
- (4) 迅速、円滑に応援が受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第6節 消防・応援体制の整備

町は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、体制の充実に努める。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合・消防団

第1 消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示1号）に基づき、消防署所を配置し、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。また、消防庁舎の耐震化の促進に努める。

（1）消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

（2）消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、市街地内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

2 消防水利の整備

災害時の消火用水として消火栓や耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日、消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎよ体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

4 自衛消防組織の充実

奈良県広域消防組合は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言する。

5 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

（1）体制整備

若手リーダーの育成、男女共同参画による消防団活動への積極的な参加及び入団促進などによって、組織の強化に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保などによる組織の強化に努める。

（2）消防施設・装備の強化

消防団詰り所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の

充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

6 出火防止・初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、町は消防機関と連携して次の対策を実施する。

- (1) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- (2) 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツを普及する。
- (3) 区・自主防災組織において、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

資料編：5－1 消防団の現況

第2 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

資料編：4－2 消防相互応援協定一覧表

第7節 応急医療体制の整備

町及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

《担当部・機関》

住民福祉部・南奈良総合医療センター・奈良県広域消防組合・吉野保健所

第1 保健医療体制の整備

町域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、現地医療体制を平常時から整備するとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

1 医師会との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、吉野郡医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受け入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

2 医療救護班の整備

吉野郡医師会、吉野郡歯科医師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する。

3 医療救護所設置予定施設の設置

災害発生直後から主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、避難所となる小中学校や高等学校など医療救護所設置予定施設を調査・検討する。指定した施設等については住民への周知を図る。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

資料編：7-1 町内医療機関一覧

第2 地域災害拠点病院

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。本町は南和保健医療圏に含まれる。

(令和元年11月現在)

区分	病院名		DMAT 整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5
		市立奈良病院	3
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3
DMAT指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2

第3 医療品等の確保

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等については備蓄を推進する。また、吉野郡医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

平常時から町内の医療機関、吉野郡薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

第8節 防疫体制の整備

町は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成しておく。

《担当部・機関》

住民福祉部・建設環境部

第1 町防疫班の編成

町は、災害の被災地域や避難所等は、衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生が予想されるため、吉野保健所と連携し、防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

防疫実施のため数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町は、災害防疫に備えるべき薬剤や器具等の物件については、あらかじめ周到な計画を立て、薬品業者等と連携し、必要資機材が確保できる体制を整備する。

第3 職員への訓練

町は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第9節 火葬場等の確保

災害時には、遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

《担当部・機関》

建設環境部

第1 火葬データベースの整備

町は、葬祭業者等を把握し、火葬データベースとして整備する。

資料編：13-1 火葬場施設一覧表

第2 応援協力体制の確立

町は、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村間の応援体制の整備を推進する。

第 10 節 廃棄物処理体制の整備

町は、災害の発生に備え、廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう、平常時より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

《担当部・機関》

建設環境部

第 1 災害廃棄物処理計画による体制整備

- (1) 災害により一般廃棄物処理施設の円滑な稼働を損なわれることのないよう平常時から施設設備の整備点検と施設保護のための周辺の整備に努めるよう、南和広域衛生組合に要請する。
- (2) 停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替え設備の確保に努める。
- (3) 町は県と連携して、災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れた、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、処理体制の構築に努める。

○災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・ごみ発生量推計
- ・処理フロー
- ・処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）
- ・資機材等の調達・備蓄計画
- ・教育訓練計画
- ・住民への広報 など

資料編：14-1 ごみ・処理施設一覧表

資料編：14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

第 2 災害時の相互協力体制

町は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成 24 年 8 月 1 日締結）」及び「自然災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定（奈良県一般廃棄物事業協同組合：平成 30 年 7 月 5 日締結）」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう、平常時から必要な整備・維持管理に努める。

また、処理活動に係る動員体制の整備及び市町村間の応援協定の、関係業者等との協定・覚書の締結に努める。

第 3 廃棄物仮置き場等の配置計画

- (1) 仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
- (2) 一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
- (3) 生活ごみ及びがれき等の一時保管場所の配置計画による応急体制の確保を図る。

第11節 緊急物資確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、外部支援の時期や孤立のおそれがある地域など地域特性等を踏まえながら食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その確保体制を整備する。

《担当部・機関》

総務部・住民福祉部・建設環境部・上下水道部・県・県警察（吉野警察署）・関係機関

第1 住民における備蓄の推進

1 住民の役割

東日本大震災の経験から、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水、生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するよう努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法^{*}等により、ストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

※ローリングストック法とは、日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法

2 町の役割

町は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるように整備に努める。

第2 飲料水の確保

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 町内の浄水場、配水場の災害時の給水拠点として整備を図る。
- (2) 避難場所への飲料水用耐震性貯水槽の設置及び学校等への耐震性プールの建設を推進する。
- (3) ろ水器の配備及び給水車の増強を図る。
- (4) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。
- (5) パック水・缶詰水の備蓄に努める。

2 応急給水体制の整備

- (1) 給水拠点における応急給水及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて、町内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (3) 県との相互協力のもと、水道災害対策本部を整備する。

資料編：10-1 上水道施設・能力等

資料編：10-2 応急給水用資機材の現況

第3 食料及び生活必需品の確保

民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

1 物資の確保

確保する物資は次のとおりである。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビン
- (4) 毛布
- (5) 被服（肌着等）
- (6) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (7) 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (8) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (9) 衛生用品（おむつ、女性用衛生用品等）
- (10) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (11) 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- (12) 棺桶、遺体袋
- (13) その他必要物資

2 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

- ア できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
 - イ 備蓄物資の点検及び更新
 - ウ 定期的な流通在庫量調査の実施
 - エ 市町村間の応援協定の締結
 - オ 事業者との協定締結による流通備蓄・供給体制の確保
- (1) 救援物資集積拠点の選定
災害時に物資の受け入れ、一時保管及び各地域への配送を効果的かつ効率的に行うため、救援物資集積拠点を選定する。
 - (2) 供給体制の整備（自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄）
町の備蓄物資や各自治体、流通事業者等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定場所等に搬送できるよう、ニーズの把握、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて整備する。
 - ア 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあっては、被災者のニーズ把握を待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給（プッシュシステム）する。
また、最低限の必要物資が行き渡った後には、順次、被災者のニーズに応じた物資を供給（プルシステム）する。
 - イ 事業所との協定による流通備蓄物資及び物資集積拠点から避難所等への物資配送は、地域に詳しい宅配事業者を活用するのが効果的である。
 - ウ 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることとなる。
 - エ 義援物資について

(ア) 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。

(イ) ダンボール箱への混載は避け、中身の明示を周知する。

(ウ) 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

オ 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点への薬剤師の配置に努める。

3 平常時の報告

町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

資料編：10-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

資料編：10-4 町内の給食施設

第4 物資の調達、輸送方法

1 交通混乱の防止対策

(1) 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、状況に応じて車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び県警察（吉野警察署）が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な体制を整備する。

2 事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

(1) 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。

(2) 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。

(3) 効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

第12節 文化財の保護対策

町は、文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

《担当部・機関》

教育委員会

第1 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

第2 予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、住民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じる。

また、所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等の実施に努めるとともに、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化など、予防体制の確立を図る。

第3 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進する。

また、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

第4 歴史的建造物への対応

歴史的建造物については、文化財保護法との関連を尊重しつつ耐震診断・改修等の安全策を講ずる。

資料編：17-1 指定文化財一覧表

第5 災害別対策

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備(水噴霧消火設備) 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火扉、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納
2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞
7. 全般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時(大規模停電等)の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第13節 文教対策の推進

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

《担当部・機関》

教育委員会

第1 児童生徒等の安全確保対策

- (1) 東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。
- (2) 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。
- (3) 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段(固定電話、学校メールやホームページ等)を整備するよう努める。
- (4) 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。
- (5) 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。
- (6) 以下のような留意事項に配慮して学校等における防災計画の策定に努める。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

- (1) 防災体制に関する内容
 - ① 校内の防災組織(平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置)
 - ② 教職員の参集体制(災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制)
 - ③ 家庭や地域との連携(児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化)
- (2) 安全点検に関する内容
 - ① 安全点検の実施(点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立)
 - ② 防災設備の点検(防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検)
 - ③ 避難経路の点検(災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検)
- (3) 防災教育の推進に関する内容
 - ① 防災教育の推進及び指導計画の作成(「第2章第5節 防災教育計画」参照)
 - ② 教職員の指導力、実践力の向上(校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実)
- (4) 防災(避難)訓練の実施に関する内容
 - ① 避難経路、避難場所の設定(地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定)
 - ② 防災(避難)訓練指導(実践的で多様な訓練の実施)(「第2章第5節 防災教育計画」参照)
 - ③ 児童・生徒等の安否確認
 - ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練
- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
 - ① 教職員及び保護者への連絡体制(複数の連絡方法の整備)
 - ② 関係機関(消防、警察、医療機関等)への連絡体制

- ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集(災害の内容や規模、地域の被害状況等)
- (6) 学校等が避難所になった場合の対応
- ① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制(施設開放の手順の確認等)
 - ② 施設開放区域の明示
 - ③ 避難所支援体制(避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等)

第2 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア 通学路は、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。
- イ 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- ウ 幼児の登退園時は、原則として個人またはグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2) 登下校等の安全指導

- ア 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
- イ 通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第14節 二次災害防止体制の整備

町及び県は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、地震により被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

《担当部・機関》

総務部・建設環境部・県・関係機関

第1 危険物の安全対策

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、県及び関係機関と相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止

町は、県、他市町村及び関係機関と連携し、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者や関係団体等への協力要請に努める。

第3 被災建築物応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、地震によって被災した建築物等の応急危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

県が行う被災建築物応急危険度判定士養成講習会に、職員（建築士法による一級、二級又は木造建築士であるもの、もしくは知事がこれらと同等の知識及び技能を有すると認めた者）を受講させ、職員の判定士の養成・登録を推進する。

また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

2 実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。

また、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第4 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、住民の安全確保を図るため、被災した宅地の応急危険度判定体制を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の養成及び登録

県が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成に対して協力する。

2 実施体制の整備

被災宅地危険度判定士の要請・支援の実施体制の整備に努める。

第5 砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用

土砂災害から住民を守るために、県と県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定士制度の活用を推進する。

1 実施主体の整備

県及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定士制度の活用を図る。

2 制度の普及啓発

県及び県砂防ボランティア協会と協力して、斜面判定士制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。